

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年5月24日
発信課	都市計画課
担当者	村上
連絡先	電話 0166-25-9851
	FAX 0166-27-3466
	E-mail tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 募集 <input checked="" type="checkbox"/> 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	5月24日～ 6月14日
発表項目 (行事名)	旭川市豊里地区等における路線バス代替交通の実証実験運行业務 公募型プロポーザルを実施します。
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>業務名 旭川市豊里地区等における路線バス代替交通の実証実験運行业務</li> <li>参加資格 <ol style="list-style-type: none"> <li>旭川市内に本店を有すること</li> <li>旭川市内において、現に道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）に規定する旅客運送事業を営業していること等</li> </ol> </li> <li>参加表明書提出期限 令和3年6月14日（月）午後5時まで</li> <li>企画提案書提出期限 令和3年6月28日（月）午後5時まで</li> <li>本プロポーザルの実施要領の交付方法 旭川市6条10丁目旭川市第三庁舎3階地域振興部都市計画課で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。 ホームページURL <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp</a> ホーム&gt; 事業者向け&gt; 入札・契約&gt; 入札・契約情報&gt; 委託・賃貸借</li> </ol>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （公募文） (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

旭川市豊里地区等における路線バス代替交通の実証実験運行業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和3年5月24日

旭川市長 西川 将人

## 1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通10丁目第三庁舎3階  
旭川市地域振興部都市計画課  
電話 0166-25-9851  
FAX 0166-27-3466  
e-mail tosi\_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 旭川市豊里地区等における路線バス代替交通の実証実験運行業務
- (2) 業務内容 旭川市豊里地区等を走る路線バス（芦旭線）が令和3年10月1日で廃止となることから、路線バス代替交通を導入することに向けて、実証実験運行を行い、効率的な運行体制、業務フロー等の確立と本格運行に向けた手続きを旭川市と協力して進める。
- (3) 履行期間 契約の日から令和4年3月31日まで

## 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市内に本店を有すること
- (2) 旭川市内において、現に道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）に規定する旅客運送事業を営業していること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の違反により輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）処分中の者でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと

#### 4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市豊里地区等における路線バス代替交通の実証実験運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和3年5月24日から令和3年6月14日まで

##### (2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市地域振興部都市計画課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d073233.html>

#### 5 参加手続等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和3年6月14日（月）午後5時

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参又は書留による郵送による（郵送による場合、事前に連絡すること。）。

##### (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

##### (3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和3年6月28日（月）午後5時必着

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参又は書留による郵送による（郵送による場合、事前に連絡すること。）。

#### 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### 7 受託候補者の特定

旭川市豊里地区等における路線バス代替交通の実証実験運行業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金

本契約は単価契約であることから、旭川市委託契約等の競争入札事務実施要綱第23条第1号の規定により、納付を免除する。

### (3) 契約書作成の要否 要する。

### (4) 支払条件 後払いとし、時期及び回数は次のとおりとする。

ア 第1回支払（令和3年10月1日～令和3年12月15日運行分）

イ 第2回支払（令和3年12月16日～令和4年3月31日運行分）

## 9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。